

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第11回）

議事要録

- 日時 2016年8月5日（木）18時00分～20時55分
- 場所 町田リサイクル文化センター 研修室
- 出席 委員：高橋会長、小林(静)副会長、太田委員、福岡委員、篠島委員、
小林(哲)委員、守屋委員、彦根委員、中丸(一)委員、中丸(康)委員、
高木委員、歌代委員
安藤氏（町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置要綱 第6 2に基づく）
- 欠席 3名
- アドバイザー : 荒井氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 事務局 : 小島環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長、水島環境資源部次長
循環型施設整備課：守田課長、高原担当課長、深澤統括係長、黒須担当係長、竹内主任、
田中主事、鈴木主事
環境政策課：塩澤担当課長
資源循環課：窪倉課長、林担当課長
3R推進課：宇野課長
コンサルタント：株式会社 日建設計
- 傍聴者 3名
- 配布資料
次第
 - 1 第10回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】
 - 2 事業者選考及び本事業に係る工事等のスケジュールについて
 - 3 環境影響評価に係る進捗状況の報告
 - 4 町田リサイクル文化センター建設時における協定書
 - 5 地区連絡会における今後の協議事項について補足資料 環境保全協定の構成要素
補足資料 境川クリーンセンターのし尿等を脱水焼却する計画について
- 提示資料
 - 2-1 仮設管理棟の建設場所
 - 2-2 清掃工場蒸気配管移設工事 工事概要図
 - 2-3 清掃工場受電引込位置 変更工事 屋外電気設備図
 - 3 環境影響評価に係る進捗状況の報告
 - 4 町田リサイクル文化センターにおける排ガス等の規制値の比較について
説明資料 排出ガス量の再シミュレーションの理由

1. 委嘱式及び開会の挨拶

○ 開会の挨拶

小島環境資源部長より、開会の挨拶を行った。

○ 委嘱式

委嘱状を委員(1名)に手交した。

2. 確認事項

○ 議題1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

資料1を用い、事務局から、第10回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望に対して検討した結果について説明した。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** 3ページ目の一番下「市の体制、運営協議会」で前回の回答は、職員を育成する、運営協議会の場合を利用する、第三者機関を利用する等々だったが、具体的にいつ頃どのように決まるのか。これは環境保全協定に盛り込むことを考えているのか。この2点を、お答え願いたい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 体制作り等の時期は、事業者決定後になる。
環境保全協定という名称で盛り込むか、名称も含め、今後検討したい。監視委員会のような協定締結も考えられる。時期は事業者決定後と考えている。
- ・ **高橋会長** 資料2のスケジュールより、業者決定が今年度中となる。その後なので、平成29年度ぐらいを目処に考えて宜しいか。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** はい、予定ではその時期を考えている。
- ・ **高橋会長** 分かった。
- ・ **彦根委員** 2ページの議題3、回答欄の上から3行目。事業者選定の回答で「市民の代表の方」と書いてあるが、どのような人か、教えていただきたい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 資源化施設の整備基本計画を策定する検討委員会や、一般廃棄物資源化基本計画の策定委員会で作ったが、その中では、ここにいらっしゃる高橋会長等や公募した人達を市民の代表の方と捉えていただきたい。
- ・ **守屋委員** 今の回答で、「併用で一体整備して問題無いと考えて進めてきた経緯がある」とあるが、問題無い理由はどのようなことだったのか。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 実績と他市の事例を踏まえ検討した結果、焼却施設等の取り合いが非常に良いという内容になっている。
委員方々の稼働施設を見学した実績もあるため、委員の皆さんの御意見とアンケートを踏まえて、併用とした。

○ 議題2 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に係るスケジュールについて

資料2を用い、事務局から、町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に係るスケジュールについて説明した。

(以下、質疑応答)

- ・**守屋委員** 事業者選考のうち一番上の段で、現在のところ、名前は出せないと思うが、何社の事業者が参加されたのか、一番下の町田市の選考委員会、9月17日に開札が行われる前後に委員会開催の予定はあるが、どのような内容の委員会になるか、教えてほしい。
- ・**事務局** 事業者選考の参加者数は、入札手続中のため回答できない。9月17日に開札し、結果を公表する。選考委員会は、4月と6月に開催した。9月17日の開札で、金額と提案内容について選考委員会にて評価をしていただく。
4月は、5月2日に入札公告を予定した公告内容の確認をいただいた。入札公告の資料は、要求水準書、仕様書、選考基準等がある。6月の選考委員会は、7月14日、15日に開催した入札参加ヒアリングの内容確認等を行った。9月は、提案書の審査を行い、業者を選考するものである。10月は選考の結果の公表の内容確認を行う予定である。
- ・**太田委員** 電気工事その他を進めているとのことだが、プールの使用予定はどうなるのか。説明いただきたい。
- ・**事務局** プールは基本的には使用可能だが、蒸気管を伸ばし既存管と接続する際の作業期間中は20日間程度プールを休業する予定である。2016年の年末から1月10日ぐらいを目標に考えている。利用者は、年末年始が一番少ない時期と思っている。
- ・**中丸（康）委員** 9月から持ち込みごみが禁止となるが、これは仮設管理棟の建設や新施設の建設で支障があるためか。新施設の稼働後も持ち込みの禁止は継続されるのか。
- ・**事務局** 持ち込みごみの制限は9月から始まる。仮設管理棟の建設や、その他の工事が始まるため、関係車両台数が増えているが、持ち込み車両を制限することにより、台数が多少は減少すると思っている。新工場の稼働後もその運用を続けたいと考えている。
- ・**中丸（康）委員** ごみが家庭の事情で大量に出たときも持ち込み不可では、市民には不便となる。工事中は理解できるが、完成後も禁止する理由を、明確に説明してほしい。
- ・**事務局** 粗大ごみは、工事前も工事期間中もその後も搬入は可能である。黄色い袋で出せるもの、緑の袋で出せるものだけを持ち込む方が多いが、それらはルールどおり出していただき、持ち込みは粗大ごみだけに限定する。引っ越し等の場合は別だが、通常的生活ではルールどおり出していただくことになる。
- ・**小林（静）副会長** 入札から業者の決定までの流れによると、9月17日に開札だが、決定は10月となるのか。
- ・**事務局** 9月17日に選考委員会の先生たちで審査し、決定する。10月は、審査した内容を委員会で確認し、その後、公表することになる。業者の決定が9月17日、その後、業者が決定したことをホームページ等で公表し、10月は審査のまとめを行った上で改めて皆さんにお示しする予定である。
- ・**小林（静）副会長** 提出された書類について、決定前に事業者へのヒアリングは開催しないのか。書類だけで選考するのか。
- ・**事務局** 8月15日に入札書や提案書を提出してもらい、提案内容について参加者から委員へプロポーザルとして説明していただき、内容を確認し、最終審査後に、事業者を決定するという流れになっている。
- ・**小林（静）副会長** 業者からの説明があり、書類のみの選考ではないと分かった。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 少々補足をしたい。9月17日に業者決定と言っているが、正

式には17日以降に市が決定する。その後、速やかに議会に報告し、皆さんにも報告をすることになる。

先ほどから言っているが、書類だけではなく、市と事業者の考え方に齟齬がないようにし、選考委員会の委員の意見も入れながら進めていく。

12月議会で、契約案件の承認を取ることとなる。

- **歌代委員** テレビで見たので詳細は分からないが、関西の自治体と住民の間で協定を結んだ仕様書の基準がクリアされず、設備メーカーと住民が揉めていると放送されていた。その事情を何かご存知ないか。
- **荒井アドバイザー** 自治体が設備メーカーと灰溶融炉を作る契約を締結したが、示した仕様書に満足する性能が出ていないと分かり、自治体が返金を要求した。メーカー側は、機械の性能は出ていると主張して、裁判になった。
- **高橋会長** 施設完成後にそういう問題になったのか。
- **荒井アドバイザー** 性能試験時に判明した。最終段階で性能が出ず、結局裁判になった。通常は多額の費用がかかっているため、改善し使用可能な状態にするのだが、ボタンのかけ違いがあり裁判になってしまったようだ。
- **高橋会長** 仕様書に一部問題があったのか。
- **荒井アドバイザー** 灰溶融炉は色々課題があったと言われている。平成12年には溶融炉をつけない施設には国が交付金を出さないとし、溶融炉を付けてスラグ化し、埋立処分場を長持ちさせようとしたのだが、実際は性能が出なかったために、平成18年前後で国は溶融炉を設置せずとも交付金も出すようになった。仮に性能が出なくても交付金の返納をしなくてもよい状況となったものの、溶融炉を設置する自治体等は減少した。

この自治体は内陸にあるため、溶融炉の設置を決めたが、うまく性能が出なかった。どちらが原因かは今後の裁判で明らかになるため、ここでの意見は差し控える。
- **高橋会長** 灰溶融炉は焼却灰を処理し、体積を減容させる。その後の利用法は色々問題があるらしいが、埋め立てる場合に体積が非常に小さくなるので処理しやすくなる。町田市は日の出のエコセメント化施設で建材に再利用しているため、まだ余力があり、溶融炉は採用しないという理解で宜しいか。
- **田後循環型施設建設担当部長** 八王子市の戸吹の焼却施設にも灰溶融炉があるが、今は焼却灰を全量、日の出町にあるエコセメント化施設に持ち込んでおり、灰溶融炉を使用していない。
- **荒井アドバイザー** 多摩地域はエコセメント施設を共同して設置した。東京都23区は灰溶融炉を設置した。ところが、灰溶融炉は稼働状況がよくない状況で、エコセメントは非常に順調に稼働し、処分先にも困っていない状況だ。こちらの施設も焼却灰はそちらに持ち込んで循環型社会づくりというか、資源化ができるかと思う。
- **田後循環型施設建設担当部長** 歌代委員の懸念は、建設した施設で性能が出ない可能性だと思う。要求水準書の内容をしっかりと作り上げ、それを設計に反映させ、その内容をまた確認する。そういったやり取りが確実にできないと、このようなことが起こる可能性がある。齟齬がないように、時間をかけ、労力をかけ、丁寧に進めることでクリアしたいと考えている。
- **高橋会長** みつともないことにならないように、市には頑張ってもらいたい。

全体のスケジュールに、地区連絡会の関係で外装・デザインが繰り返し出ているが、環境保全協定の検討スケジュール等がない。検討し、締結するスケジュールを入れてもらいたい。

2点目は、第13回から工事の概要という項目が入っているが、工事の概要で、解体工事や建設工事の安全性について非常に注目している。どの時点で説明されるか、我々の要望を聞いていただけるのか等を明記してほしい。

- ・**事務局** 事業者の決定後、基本設計が始まってから、まずは外観等について説明し、環境保全協定はその次に進める計画をしている。予定では2017年、夏ぐらいから下打ち合わせを開始したい。こちらの表にはまだ載せていない。
- ・**事務局** 次回以降、事業者が決定し、事業者との調整後に保全協定のスケジュールを提示したい。工事の安全性等も、今後どのように議題に上げるか、次回以降に提示したい。
- ・**高橋会長** それでいいと思うが、スケジュール表には、ポイントを外さないように記載してほしい。時期は全体の流れで多少ずれると思うが、そういうポイントを考慮している旨を市として提示してほしい。そのほうが皆さんも安心する。

3. 報告事項

○ 議題1 環境影響評価について

資料3を用い、事務局から、環境影響評価に係る進捗状況の報告について報告した。

(以下、質疑応答)

- ・**高橋会長** 排ガスに規制があるのに、なぜ異なる前提で説明していたのか。
- ・**事務局** 12%換算値そのままシミュレーションをしていたが、最近の主流は低空気比燃焼であり、空気の量が減れば物質の濃度は濃くなるため、その条件で見直した。
- ・**高橋会長** 当初予定していた酸素濃度12%では空気の体積が多かった。それに対して実際の最近の設備は技術的に酸素を5%まで減らし、空気の体積が減る。体積が減っても、汚染物質の規制はクリアできるという流れになるのか。何か説明が逆だった気がするが分かった。
- ・**中丸(一)委員** 脱臭装置について、焼却炉が稼働中には、押し込み空気等に利用していると思う。焼却炉が2炉止まった場合、活性炭等の脱臭装置があると思うが、バイオガス化施設とプラットホームその他の臭気を脱臭する能力は十分達成できる装置か。
バイオの脱臭は湿度、水分が多いと活性炭には悪影響を与えると思う、その辺についても回答いただきたい。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 2炉止まった場合は、停止状態でごみがあった場合に臭いが出ないか懸念されているが、それを全部除去できるだけの風量、処理装置は要求水準書で考えている。バイオガス化施設からの臭いも、全停電があった場合でも発電設備があり、それが機能し、臭いが外へ漏れない状態で臭気を除去することで考えている。
- ・**中丸(一)委員** 車両の出入口は扉またはシャッターが同時に開閉しないようにと書いてあるが、入る車と出る車、ごみを捨てている車、その辺のバランスは、どのように考えているか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 具体的には入口を閉めて出口を開けて、中の空気が外へ出さない考え方はあるが、事業者の提案によるため、提案の内容を確認して検討したい。臭いは外へ出ない状態で通常操業し、停止時も安全操業ができるようにと思っている。
- ・**中丸(一)委員** プラットホームその他の風圧は外に比べてどの程度の数値になるのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 現状の予定の数字は、現段階では具体的に何万立米とは言えない。メーカーの提案を見て考えていくが、安全性には最善を尽くすことだけは間違いない。

- ・ **中丸（一）委員** 車両が出入りするときは、臭いを引っ張らないよう、お願いしたい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** その辺は、十分に配慮していきたい。
- ・ **守屋委員** 3ページから6ページへかけて、アセス案について提出された意見と事業者の見解があるが、「事業者」とは、誰に当たるのか。
- ・ **事務局** 町田市になる。
- ・ **守屋委員** 5ページに、表3の「事業段階関係市長等」とある。これは町田市から意見が出て、町田市から見解が出る、自問自答の形であり、意味が分からない。
 もう一つ、個人で出した意見の3ページの中で、かなり詳しい方と思うが、生ごみも分別収集した方がいいと出ている。この見解書と諸々の意見の回答、最終的に「(案)」がとれる段階の評価書の提出の前の決議はどこでされるのか。
- ・ **事務局** 環境影響評価条例の中で、関係自治体の意見を聞くが、指導する行政庁が町田市の環境保全課になるため、環境保全課から意見が出される形となった。今回は町田市の事業で、町田市長からの評価書案が提出され、結果として指導行政庁からの意見がついたことになる。事業者が町田市であるため、この状態になった。
- ・ **守屋委員** 事業段階関係市町等（町田市）の意見で、悪臭とか騒音とか具体的な例が挙がっており、一般的なノーマルなマニュアルであれば、町田市は省略してもいいのではと思うが、この部分はカットするなど、できないのか。
- ・ **荒井アドバイザー** 環境影響評価では、町田市は2つの顔を持っている。監督官庁としての町田市、事業者としての町田市、この2つの顔があり、意見は監督官庁としての町田市が出している。それに対して事業者として答えている。監督官庁としての町田市は、要するに環境部局が環境を良くするためにどうしたらいいかと考えて事業に対して物申した。これは皆さんの意見を反映させているものになっていると思う。それに対して、事業者としての町田市がちゃんとやります。ということ答えている。二重人格を持っているため、こういうことが起こる。
- ・ **守屋委員** 次に、今後、それをどう整理し、手続を踏んで、最終的に正式な評価書として提出されるが、その辺の扱い方や意見を出された人に対するフィードバックや意見聴取はあるか。
- ・ **事務局** 意見をいただいた方への回答がこちらの見解書となる。見解書で町田市の意見等を回答している。意見を出された方に対し、直接的やりとりはない。もし、こちらの方がご意見されたとおり、町田市に誤りがあれば、最終的な評価書で反映させる形になっている。
- ・ **荒井アドバイザー** 都民の意見が出ている、あるいは都民の意見を聴く会があるが、それに対して事業者として色々な答えを出す。その答えは、東京都の環境影響評価審議会からの意見により対応されることとなる。例えば大気の専門家や水質の専門家、臭気の専門家が都民の意見と町田市の意見を比べ、もっともな意見と思うものを、審査意見として出す。それに基づき評価書を作る。住民の意見に分があれば、審査委員会は住民の意見に味方する審査意見を出し、それにより町田市はそれを行う義務がある。一方、町田市の意見に理があるならば、意見書の回答で答えた内容を履行するようという審査意見が出る。そういう仕組みになっている。
- ・ **高橋会長** この公示・縦覧期間中に「都民の意見を聴く会」の公述人が10日まで募集されている。「公述人」とは何か。いわゆる意見を言いたい人という意味か。この都民の意見を聴く会というのはどういう形で開かれるのか。
- ・ **事務局** 広報7月21日号に掲載しているが、意見を述べたい方が応募する。提出先は東京都になる。町田市は事業者という立場となり、それを指導する東京都に公述人として応募してい

ただ形になる。公述人の意味はご認識の通りである。

- ・高橋会長 聴く会は、どういう形で開かれるのか。
- ・事務局 東京都が主催で、会場は町田市内となる。予定では9月6日開催である。
- ・高橋会長 公述人の応募が無ければ開かれないのか。今のところ応募者はいないのか。
- ・事務局 応募が無ければ開催は無い。東京都への応募であり、応募状況は市では分からない。
- ・高橋会長 都民の意見を誰が聞くのか。
- ・事務局 審議会の委員となる。
- ・高橋会長 都の環境影響評価審議会の委員が聞くのか。
- ・事務局 都民の意見を聴く会は、東京都が主催となる。審議会の委員がいる中で、公述人が限られた持ち時間で、意見を述べる。最終的に委員が意見を出すときに、公述人の意見をもとに最終的な町田市の整備事業に対する意見書をまとめる。
- ・高橋会長 それは単に面と向かってその方の意見を聞くだけ。仮に開かれた場合は。そういう理解か。その場で回答するわけではないのか。
- ・事務局 はい。その場で回答はされない。
- ・高橋会長 今までに開かれた実績や頻度はどうか。焼却設備以外も含めてだが。
- ・事務局 これは、東京都の環境影響評価条例に基づいた手順の一つとなる。公述人がいなければ開催されないため、どのぐらいの頻度かは、わからない。評価書を作成しているところでは、そういった機会は持つことになるということである。
- ・荒井アドバイザー 環境影響評価条例の対象の事業はたくさんあるが、焼却施設ばかりではない。産廃施設もあるため、そのような場合は公述人が出てくるかと思う。ここに環境影響評価条例の目的には、「計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。」とあり、計画の策定あるいは事業の実施という中で環境影響評価書を出させて事業者がどう進めるかを審査し、もし不足があれば直すよう勧告をするシステムであると読むことができる。

勧告は東京都が行うが、大学の先生を中心に研究者や環境の専門家が入っている環境影響評価審議会を作り、町田市が出した環境影響評価書案が適正であるか審査する。そのときに都民の意見や公述人の意見を聞き、それを反映させる。
- ・彦根委員 3ページ、「都民からの意見及び事業者の見解」で気になったことをお聞きしたい。南但に見学に行った際に、南但の所長が、メタン発酵槽にある機械は全部メンテナンスフリーですと説明されたが、バルブや発酵槽のグランドパッキンかメカニカルシールのような部品は、交換が必要なものではないかと思う。故障もするだろう。その時にどのように対処するのか。所長はメンテナンスフリーで何もすることないと説明されたが、それだと心配ではない。メンテナンスフリーはあり得ないと思うので、メンテナンスができるスペースを取るなど、配慮をしてもらいたい。
- ・事務局 彦根委員の仰るとおりだと思う。メンテナンスに対しては、具体的に事業者提案が出てくるが、その中で外部に臭いが出ないようなシステムが考えられているか、確認しながら進めていきたい。
- ・高橋会長 バイオガスの発生装置は、これが長持ちしても、30年も40年も開けないで済むことは絶対ないと思う。通常は密閉だが、開けたときは最悪だ。その辺は事業者の計画にしっ

かり盛り込まれているかを町田市できちんとチェックしてほしい。とにかく、このメタン発酵槽については臭いが一番問題あると思う。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 今、指摘があった点について、当然壊れないものは無いと思っている。壊れたときの対応が万全でなければその機械は稼働できない。そのためには、事業者の提案を精査し、確認をし、対応できるような状況で操業可能となるよう、仕組みが作られているか確認する。これがベースだと思っている。バルブの話等もあったが、消耗品という部分になると思うので、確認したい。
- ・**高橋会長** 臭いについて、5ページの町田市からの意見の内容で中段に悪臭という項目がある。これに対する事業者の見解の中ほどに、発酵残渣を脱水した後一般の可燃ごみピットにそのまま入れ、可燃ごみと同じ焼却炉に持っていき、とある。発酵した残渣は圧縮脱水レベルだろうが、それを可燃ごみのピットに投げ込むわけだが、脱水残渣はクローズドシステムで全部処理する、だから臭いは出ないとしたルートだが、どうして最後にオープンスペースに入れるのか。生ごみピットは負圧になっているか、エアカーテン等が設置されているなど色々対策をされていると思うが、この残渣の臭いが結構出るのではという気がしている。この残渣をそのまま焼却炉に混ぜて直接投入するような方法が望ましいのではないか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** そういった仕組みも含め、臭いが出ないよう考え、事業者の提案の中に入ることを考えているが、実際どうなるか、今の段階では分からない。ただ、臭いは出さないことが前提なので、臭いが外へ出ない状況で検討する。皆さんご覧になった南但クリーンセンターのプラントホームの中のピットも町田市方式で操業されているので、体感された方もいると思うが、この部分も事業者の提案を確認しながら進めていく。
- ・**高橋会長** そこは、今ごろ言うのは遅過ぎる部分もあり、少し懸念がある。どこかの段階でこういう対策を取るので、町田市としては予定どおり悪臭は出ないという設計になるはずですよという説明をしていただきたい。

もう一つお聞きしたいが、6ページ目に相模原市から出ている意見の内容の1番の総括事項の真ん中から下に環境影響を及ぼすおそれがある地域として1.6kmとある。この1.6kmという数字は初めて見るが、町田市の影響評価のどこに1.6kmという数字が出ているのか。

- ・**事務局** 環境影響評価書案で拡散シミュレーションを幾つかした結果、影響を及ぼす範囲として様々なシミュレーションの中で1.6が多かったので、1.6という数字で設定された。
- ・**高橋会長** 1.6kmの辺が一番落ちる度合いが多いという説明だったかと思う。
- ・**事務局** 必ずしも1.6kmが一番濃いわけではない。あらましに濃度が及ぼす範囲が書かれている。その8ページに予測地点最大着地濃度出現地点があり、これは200mから650mと書いている。色々なシミュレーションをした結果、1.6という範囲で設定したということである。
- ・**コンサルタント** ここに半径1.6kmの円を描いた結果、その範囲が相模原市になっているので、市と相模原市が相談し、関係地域として決めた。大気を拡散させたときに飛ぶ距離として1.6kmぐらいが概ね最大だということで設定しており、飛んでも大体この辺の範囲内に収まるという範囲となる。
- ・**高橋会長** その程度の範囲は、影響はゼロではないということで理解したいと思う。

緑化計画図の見直しについて、我々のもう一つのまちづくり協議会でも、現在の施設を撤去

した後の利用について協議させてほしいと再三申し上げているが、この変更後の絵で見るとその辺が全部緑地になっている。

- ・ **事務局** 提案として出させていただいている。具体的な内容は、継続協議と申し上げているが、条例の手続の中で協議しながら詰めていく内容になっている。
- ・ **高橋会長** 条例の手続の中でとは、どういう意味か。
- ・ **事務局** 東京都環境影響評価審議会の委員が視察に来た中で、北側のスペースについては、白と黄緑の部分に分かれているが、緑の連続性を確保するために配置を検討するようにと言われているので、こういった形で置き場所を変更している。
- ・ **高橋会長** 「置き場所」というのは何か。
- ・ **事務局** 北側を緑地メインにし、南側に草地・広場を移動した絵になっている。
- ・ **高橋会長** 「草地・広場」という概念がよくわからない。例えば建物を建てたら草地ではなくなるので、だめということか。
- ・ **事務局** だめということではなく、環境アセスの中で植栽緑地とその他の緑地として草地を設けるようにとのことなので、変更後の形で計画させていただくが、具体的な中身は、これから作る自然環境保全計画書で決める。

それが決まっても、土地利用はまちづくり協議会の皆さんの意見を伺いながら、どのように利用していくか等を決めていく。利用方針が決まった段階で、利用可能な形を考え対応する。

- ・ **中丸（康）委員** 「できない」と言ったほうがいいのではないか。難しいだろう。協議によって可能にならないだろう。
- ・ **事務局** 使い方等は色々ある。意見を伺う中で、どのような形で使っていけるか検討したい。
- ・ **高橋会長** 利用について、草地以外のケースも考えて良いということか。草地が無くなる利用も可能ということか。
- ・ **事務局** どのような形になるかは、今の段階でお話はできないので、そこは協議の中で決めさせていただければと思っている。
- ・ **事務局** アセスの担当から言わせていただくと、元々の緑地は敷地の約50%と申し上げたが、新しい計画では約40%になっている。これで評価書案の審議会の委員からは厳しい意見がつきそうな状況である。
- ・ **高橋会長** 確かに動物が動ける空間は、動物にとっては大切かもしれないが、もっと大切なのは、住民が一番快適に生活を送れるような場所だ。だから、住民よりもカエルのほうが大切だというのは住民としては困る。

環境は緑化とストレートに結びついてしまい、非常に形式主義だと思う。総合的に何が住民にとって良いかという視点でこの計画を作るということ、グリーン主義の東京都の環境問題のところにも説明していただかないと非常に困ると思う。

- ・ **守屋委員** 東京都環境影響評価審議会の委員が視察して、一委員さんからそういうお話があったので直すのではなく、荒井アドバイザーが言われた、指導や勧告があったのか。
- ・ **荒井アドバイザー** 勧告は審査意見書という形で出てくる。これは一方的に出すのではなく、調整しながら作る部分がある。そういう意味では、町田市のスタンス・意見を伝えることは可能と思っている。
- ・ **高橋会長** 我々の最も言いたいことは、ここの設備跡地も含め、ある程度余裕を持ってもらいたいということである。周りには随分緑があるため、この狭い敷地の中だけを見て、緑地が不

足しては大変だといって将来の利用も制約を受けることは、我々としては変な感じがする。

- ・**篠島委員** 変更前と変更後はどこが違うのか。変更後は全部黄色と緑になっているが、変更前は今の建物の敷地ではない。上に白い部分もあるが何か。
- ・**事務局** 上は、評価書案に載せている図となる。これから評価書をまとめるに当たり、下の変更後載せたいと考えている。厳しいところがあり、ある程度緑地を確保しなければ、審議会を通らず、環境影響評価書が通らない。そうすると事業も進まない。
- ・**篠島委員** 白い部分を他へ移すことはできないのか。
- ・**事務局** 篠島委員の仰った、白い部分とその周りの黄緑色のL字型部分一帯が北側と東側の緑地を分断させている。この連続性が確保されていない。新しいところは、その南側に薄い黄緑色の部分に移し、濃い黄緑色と濃い緑の連続性を保たせる提案になっている。
- ・**中丸（一）委員** メンテナンスはどこでやるのか。例えば大きなクレーンが入ったときに、どこへクレーンを置くのか。この黄色い範囲がメンテナンスを考えた中のスペースで取っているのではと思う。

今建っている工場の跡であるとするれば、その土地が安定するまで数年かかるとか、何か有害物質が出るとすぐに使えないと思う。工事の車両や芝生なら、残しておけるので、そういう考えを持っていると感じた。

- ・**荒井アドバイザー** 例えばごみクレーンのメンテナンススペースは、工場の中にごみピットがあるが、その上部にガーターという橋状のものが動くようになって、それにバケットがぶら下がっている形になる。ごみを入れる部分をホッパーというが、ホッパーステージがあって、そこで基本的にクレーンのメンテナンスを行う。そのため外で行うことは考えられない。
- ・**中丸（一）委員** クレーンは工場の点検や交換用の機械、大型クレーンを使って機械を取り出すことを想定した。そういうスペースをどう考えているか。
- ・**荒井アドバイザー** 一般的に工場には外周道路を設置し、その外周にクレーンを置いて、必要があれば物を吊り上げ、吊り出しを行う。工事中は外構ができていないため、緑地も十分でない状況になる。場合によっては駐車場や工事監督の詰所、作業員の詰所等を作る必要がある。大型重機が入ればアウトリガーと言って、大きな足を出すため、そういう場所も必要になるが、完成後に緑地の中にクレーンを入れて使うことは、まず考えられない。
- ・**中丸（一）委員** 完成後に、定期点検やストーカ炉の交換時、その他大きい機械を入れ替えるときに重機を置くところが、これだと考えられないのか。考え過ぎなら結構だが、何かこれだけでは不足するのではないかと思う。
- ・**高橋会長** 例えば、化学系の大規模のプラントでも、外周空地をとって重機を持ち込み、メンテナンスすることはあり得ないと思う。
- ・**中丸（一）委員** 粗大ごみ等は、破碎機や、その他があれば結構な大きさや重量等で入ると思うが。
- ・**高橋会長** 緑地に持ち込んで、ここからクレーンを立て、そんな巨大なメンテは、あり得ないと思う。
- ・**中丸（一）委員** 今までは資材などを仮置きができる埋立地があったが、今度は無くなり、公園その他になる。そのときに資材や機材、その他を置く場所も必要でこのスペースを作ったと思うのだが。
- ・**事務局** 以前、市からまちづくり協議会の方に説明したときに、中丸委員が仰ったことを、私

どもも申し上げた。メンテナンスや機材の一時置き場、被災時に避難する場所、スペースを確保したいと説明させていただいた。

- ・ **中丸（一）委員** ストーカ炉は定期的に更新する必要がある。それが重量的に相当重たいと思う。今までの流動床炉と違うと思う。
- ・ **高橋会長** いずれにしても、具体的な事業者の契約の中に定期的なメンテナンスの方法もある程度反映されると思うので、その中ではっきりすれば良い。
- ・ **中丸（康）委員** ぼやかした内容に感じる。緑と黄色は、黄色は他に続いているため林の中を通らないとここに行けない。そこは事業には使えない場所だと明言しなくていいのか。協議に応じると言われるが、協議に応じられるのか。私が言うのもおかしいが、応じられないと言わなくていいのか。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 今の段階では、使用できる、できないと明言はできないが、まず環境影響評価を通したい。そのために変更前、変更後の図を描いて東京都に審査、審議をお願いする。今後このエリアは町田市として都市計画まで持っていく、その後どうするのかは、東京都のアセスを通した内容も踏まえながら、進められるかを確認する。今の段階で明言することはできない。

先ほど中丸両委員が仰ったように、スペースとして緑地を確保し、今後も進めるようにとの指導は東京都からは受ける。その後、町田市としてその中で、施設等を建てた場合に緑地面積40%以上50%を確保できるような方策や、可能性を含め考えていく。結論は、今の段階では明言できない。そのため、そういう段階であると認識してほしい。申し訳ないが、そういう表現しかできないので御了解いただきたい。

- ・ **中丸（康）委員** アセスが通ってから、後でいい加減に進める可能性があるということ。それは無理だと思う。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 皆さんは、まちづくり協議会のメンバーだが、今日は地区連絡会であり、環境影響評価の説明として進めさせてほしい。
- ・ **高橋会長** 分かった。やむを得ないと思うので、追って町田市の頑張りを期待する以外にない。

10ページ目の「大気拡散シミュレーション結果に基づく変更箇所」という表がある。ダイオキシン類は、pgとは、ピコグラムという意味か。自主規制値の案ではナノグラム、ピコグラムのどちらだったか。

- ・ **事務局** 環境基準はピコグラムという単位を使う。ナノグラムよりも厳しい単位になる。大気に放出されて拡散される。排ガスは会長の仰るとおりngと書いてナノグラムとなるが、環境ではピコグラムとなる。
- ・ **高橋会長** ピコグラムとナノグラムの数量関係はどうだったか。
- ・ **事務局** ピコの方が、ナノの1000分の1となる。
- ・ **高橋会長** 1000分の1のナノグラムがピコグラムだということか。
- ・ **事務局** はい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** ミリグラムが1万分の1、マイクログラムが100万分の1、先ほど言われた煙突出口排ガスの単位はナノグラムだがナノグラムngが10億分の1、ピコグラムが1兆分の1です。
- ・ **高橋会長** ありがとうございます。その他ございませんか。

- ・**安藤氏** 先ほどのエコロジカルネットワークについて、これが分かるような計画にしないと意見があったことに関連して、今ある緑化基本計画だが、この中には動物等が通れるトンネル等は検討済みか。

森や広場があっても、そこに道を通すと生態系が分断されるため、生態系に大きな影響を与える。それを、道路の下に動物等が通れるトンネル等を設置すると生物ネットワークがある程度保護されることになり、有効な手段となる。そのことも考えられていれば、プラスすると通りやすくなると思った。この地図だと分断されているように見える。白い道路がずっとあるが、せっかく緑地を切っているのだから、そのような方法が未検討ならば、検討されてはどうかと思う。

- ・**事務局** 道路は、現在利用している道路を示す。新工場建設後もメンテナンス道路として使う予定となる。頻繁に車両が通らないので、先ほど仰ったロードキルは最低限に抑えられると思う。具体的な事はこれから計画されることになるので、ご意見として承る。
- ・**高橋会長** 実際は、この緑で上の方が切断された感じだが、この部分は山だろう。敷地ではないため、絵を描いていない。ここは市有地ではないのだろう。私有地と思うが、かなり斜面となっている。ここに建物がどんどん建つことは、あり得ないと思う。その意味で、この絵だけ見ると緑地が細分化された感じだが、敷地の境界線を引いているだけで、動物は山にどんどん通ると思う。
- ・**彦根委員** 「見直した大気拡散シミュレーション結果に基づく変更箇所」とあるが、これは排ガス自主規制値とどういう関係なのか。
- ・**事務局** 排ガス濃度で自主規制値を入れたときの拡散シミュレーションが提示したものになる。自主規制値、風向・風速などのデータを入れシミュレーションした結果を数値で表している。去年、皆さんと自主規制値を決めるため、2カ月に1回のペースで連絡会を開催したが、拡散シミュレーションに必要なデータがこの自主規制値となる。

○ 議題2 環境保全協定について

資料4を用い、事務局から、環境保全協定について報告した。

(以下、質疑応答)

- ・**高橋会長** 環境保全協定は、新施設稼働後に30～40年間施行され、引き継がれる。我々も襟を正して作らなければと思うが、残念ながら最近の実例が確認できない。
町田市にお願いしているが、市から公式ルートで自治体に依頼すると、閲覧は良いが、内容の公表は控えてほしいと言われるそうだが、何とかならないのか。押印書類でなくとも、経緯と内容が確認できるデータをもらう方法はないのか。
- ・**荒井アドバイザー** 公式に受領するには、自治体も慎重になるのが現状だ。ホームページで、清掃事業や協定を公表している自治体は、ほとんど無い。
- ・**高橋会長** 自治体の中で公表していないか。自治体と住民が結んだ協定を住民に非公表としないのではないか。
- ・**荒井アドバイザー** 協定には、市長と自治会の名前が入るため、この会長等が地元へ戻り、協定内容を説明し、締結する旨を話すだろう。関係自治会の範囲では説明がある。ホームページ

等に載せ、市民全体に公表している自治体は多くない。協定締結は地元と行うため、地元では御存じの方もいる。町田市なら市民に公開するにはホームページとなると思うが、そうすれば皆さんが知ることになると思う。

- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 協定は、全市に公表する内容を町田市は考えていない。忠生地域の住民と町田市が協定を結ぼうとしている。他自治体もそうだと思うが、周辺の住民と結ぶため、その土地に特化した内容を含むので、他自治体に公表することを控えられている。
町田市では、他自治体の協定を参考に、忠生地域の特色を取り込んだ協定案の作成を考えている。タイミング的に2017年6月から7月に最終形の作成を考えている。時間はあるが、早い段階から協定案を作成し、議論した方がいいと思う。そのため、他自治体の情報は入手したいが、どこの市の何といった情報は御遠慮いただきたい。
- ・ **高橋会長** 回収しても構わないので、実際2～3例を提示してほしい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 努力はするが、約束できない。
- ・ **高橋会長** 我々も他の事例を確認した方が、地元で自信を持って説明できる。市が協定案を作成したが、他自治体の協定を参考にされたと聞いただけでは若干説得力に欠ける。
- ・ **守屋委員** 公文書の公開で、連絡会では市の附属機関になるのか。まちづくり協議会等、特定の民間団体が情報公開条例で、他自治体の公文書を取得する方法はないのか。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 公開はされるが、それを連絡会のような公の場で、公開することは遠慮してほしいそうだ。
- ・ **中丸（康）委員** 他の市から依頼があったときに、町田市も断るのか。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 基本的には、その予定だ。ただ、協定を結んだ忠生の住民の了承を得られれば、公開は可能だと思っている。
- ・ **中丸（康）委員** 締結後は、忠生地区はごみ施設があり苦勞していることを、ホームページ等で公開し他地区の住民に理解してほしいと思う。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 皆さんの考え方が優先されるが、中丸委員が提案されたことも可能である。他自治体から色々な情報を収集し、協定の内容をお知らせする。具体的に内容を踏まえ、次回協定案のベースに先ほどの情報等を加えたものを提示したい。
- ・ **高橋会長** 趣旨はお分かりいただけると思う。協定は昔から色々なものがあり、その中で積み重ねられて、住民にとり良いものになるべきだし、そうなっているのではないかと思う。
その事例を我々も勉強したいし、盛り込まれた過去の知恵を生かしていきたいと思う。その意味で、見るだけでも構わないので機会を作ってほしい。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 努力はする。

4. 今後の協議事項について

○ 境川クリーンセンターのし尿を脱水・焼却する計画について

- ・ **高橋会長** 境川クリーンセンターの説明をお願いします。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 簡単に説明をさせていただく。

境川クリーンセンターのし尿を脱水して焼却する計画がある。1995年（平成7年）以降はし尿の処理を行わず、バキュームカーで合併浄化槽の汚泥や、し尿の一部を投入し、水で希釈し下水へ放流している。これは下水道での処理負荷が大きく、し尿をそのまま希釈し流して

いたが、成瀬クリーンセンター（下水処理場）に流れ込んでいたが、負荷が大きいため、下水でも困っていたという状況が続いていた。

その場内に東京都が、境川の洪水対策として雨水調節池を整備する計画がある。（資料に書かれている）敷地ゾーン分けがあり、広場ゾーン地下に調節池はあるが、ここに大雨が降ったときの雨水を一時貯留する。それに伴い、現有の投入施設を移設する。ただ、下水の負荷を減らし、なおかつ、安全に脱臭能力を高めた設備にしたいため、脱水設備を設ける。脱水ケーキ等（汚泥等を脱水した際に発生する固形の物質）を焼却炉で燃やし、水は下水へ流す。下水は水や汚泥を処理していたが、それを水だけにし、脱水ケーキは焼却炉で燃そうという計画を立てている。

境川クリーンセンターに2019年（平成31年）内、に脱水設備を整備する計画を立てている。脱水ケーキの搬入先は成瀬クリーンセンターか町田リサイクル文化センターのどちらかで焼却を考えている。搬入量は、2tトラックで1日1台、量は1.14t/日の脱水ケーキを予定している。

バイオガス施設から出る残渣と同程度に水を切った状態で補助燃料として脱水ケーキを焼却する計画を立てている。脱水ケーキは2tトラックで1日1台ぐらいだが、町田リサイクル文化センターのごみの焼却施設、成瀬クリーンセンターの下水の汚泥の焼却施設、どちらで燃すかは決まっていない。希望として、会長からの意見もあったが、新施設が稼働するまでは下水でお願いしたいと考えている。臭いの件もあり、そういった面も含めて検討していきたい。

2019年から、脱水ケーキが市内のどちらかの焼却施設で投入される。2t車で1台。2019年に2t車1台が2029年にはその半分、2040年にはまたその半分ぐらいになる。下水の普及に伴い、汚泥は減少するため、処理量も年々減少すると計画を立てている。

- ・中丸（康）委員 境川クリーンセンターへ搬入されている単独浄化槽と合併浄化槽の比率はどうか。
- ・事務局 手元に比率についての資料がない。
- ・中丸（康）委員 現況でも単独槽は多数存在するのか。
- ・小島環境資源部長 浄化槽が7,719k1となっている。単独か合併かは資料が手元に無いため分からないが、合併に変わってきていると思うが、汲み取りは2,000k1ぐらいある。
- ・中丸（康）委員 ほぼ合併だと思う。今後、減少する可能性は本当にあるのか。下水の普及率は100%に近いだろう。
- ・小島環境資源部長 生し尿も同程度ある。減少の可能性はある。下水の普及率は98%程度となっている。下水道は、市街化調整区域にも一部あり、浄化槽は徐々には減っていく。
- ・田後循環型施設建設担当部長 市街化調整区域もアンケートをとり、下水道の普及を打診している。そういう計画を全て取り込むと、2019年が汚泥として年間1万k1程度。それが10年後には6,000k1程度となる、2029年には6,000k1程度、2040年ごろには3,000k1程度になるだろう。このとおりに減少するかどうかははっきりしないが、間違いなく減っていくと思っている。
- ・中丸（康）委員 し尿の残渣をごみの焼却施設で処理するのは、違反ではないのか。
- ・田後循環型施設建設担当部長 し尿は一般廃棄物であり、問題はない。
- ・中丸（康）委員 市街化調整区域に住んでいるため、公共下水道は入っていない。公共下水道

をどんどん整備すると多額の費用がかかる。合併浄化槽のままのほうが町田市民にははるかにいいだろう。公共下水道を全面化しなくていいと思っている。トラックに1 t程度でも汚水の中に流れ込むと、影響があるのか。

- ・彦根委員 成瀬の汚泥焼却設備は使えないのか。
- ・田後循環型施設建設担当部長 現在、稼働している。
- ・高橋会長 こちらの現有設備に搬入されると、防臭面の性能に懸念がある。新設の防臭対策がされている設備ならいいと思うが、それまで成瀬クリーンセンターの設備で対応してもらいたいとお願いしている。
- ・田後循環型施設建設担当部長 そういった意見を会長からいただいた。下水処理施設の周辺にもそういった意見がある。色々な意見を聞きながら、調整した上で進めたいと思うが、意向はしっかり伝えていきたい。

○ 地区連絡会における今後の協議事項について

資料5を用い、事務局から地区連絡会における今後の協議事項について説明した。

(以下、質疑応答)

- ・中丸(康)委員 くだらないと怒られそうな内容だが、私としては非常に気にしていることがある。今回、安藤さんが同席しているが、私も参加させてほしいとお願いしたが、同席はかなわず、傍聴席に座った。

実施済みの前回12月の欄に「委嘱式」と書いてある。本日の8月5日には「委嘱式」があったが、記載がない。12月に委嘱状をいただいたが、そのときの次第には「委嘱式」と書かれていないが、委嘱状交付が行われた。そして今回、実施済みの回に「委嘱式」と表記されている。やはり委嘱式は大事なことなので、今日の回にも委嘱式と書くべきだ。権威ある検討会であるため、委嘱されなければ出られない。本来、代理は出席できない。都合悪いから町内会の副会長に変わってもらうことができない、委嘱式は非常に大事なことなので、やはり書くべきだと思う。

- ・高橋会長 ご意見ということで承りたい。

5. 開会の挨拶

○ 開会の挨拶

田後循環型施設建設担当部長より、閉会の挨拶を行った。

(20時55分 閉会)